

教養招集日設定による職務倫理教養及び術科訓練の充実強化について（概要）

（平成20年9月17日 鹿務第188号）

本通達は、充実した職務倫理教養と恒常的な術科訓練を推進するため、各署において毎月教養招集日を設定し、心に響く職務倫理教養及び術科訓練を実施することに関する内容を定めたものである。

本通達の主な内容は、

- 教養招集日の設定
- 教養・訓練の内容
- 出席者の把握及び報告

等である。